

しんしろ市民活動サポートセンターの設置及び運営に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、しんしろ市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を設置することにより、行政と特定非営利活動法人をはじめとするNPO団体やボランティア活動団体等（以下「団体等」という。）が対等の関係で協働し、団体等の自主性を尊重し、各団体間の交流を図るために必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 行政及び団体等のより活発なまちづくりを目指す場として、新城まちなみ情報センター内にサポートセンターを設置する。

(事業内容)

第3条 サポートセンターで行う事業内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 団体等の活動情報及び活動支援情報等の収集及び提供。
- (2) 団体等の活動を支援する各種業務の推進。
- (3) 団体等の活動に対する意識啓発及び交流の推進。

(事務局)

第4条 サポートセンターの管理、運営を行うための事務局（以下「事務局」という。）を所管する課に置く。

2 事務局長は、所管する課の課長とする。

(施設利用)

第5条 サポートセンターの利用は、次に掲げる要件を満たした団体等であって、事務局に対し、市民活動サポートセンター利用登録申請書（様式第1）により申請し、あらかじめ登録を受けなければならない。

- (1) 市内に活動拠点をおき、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動、またはそれに準ずる活動に従事する団体等であること。
- (2) 運営・責任体制が明確であること。
- (3) 団体、個人を問わず他の団体等と良好なパートナーシップを築き、市全体のまちづくり活動の活性化を図ることができること。
- (4) 選挙、政治、宗教、営利活動を目的とした団体等でないこと。

2 サポートセンターの利用方法は、別に定めるしんしろ市民活動サポートセンター利用規約を遵守しなければならない。

3 登録内容等の変更（活動の廃止を含む）があった場合は、事務局に対し速やかにしんしろ市民活動サポートセンター利用登録変更・廃止届（様式第2）を提出し、その内容を変更する。

4 登録の期限は、登録の承認を受けた年度末3月31日までとする。翌年度以降も利用を希望する場合は、毎年度しんしろ市民活動サポートセンター利用継続申請書（様式第3）を提出し、登録の延長をしなければならない。

（利用時間）

第6条 サポートセンターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、12月28日及び翌年の1月4日は、午後5時までとする。

（休館日）

第7条 サポートセンターの休館日は、次のとおりとする。

（1）月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）

（2）12月29日から翌年1月3日まで

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月1日から施行する。